

福岡県医発第575号(地)

平成17年 6月17日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



老人性痴呆疾患治療病棟入院料の施設基準の取扱いについて

老人性痴呆疾患治療病棟入院料の施設基準の取扱いについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成16年2月27日付け保医発第0227002号)により取り扱われておりますが、今般、「老人性痴呆疾患治療病棟施設整備基準について」(平成16年3月16日健医精発第12号 厚生労働省保健医療局精神保健課長通知)の一部が改正されたことに伴い、老人性痴呆疾患治療病棟入院料1の施設基準において、「生活機能回復訓練室」の取扱いが厚生労働省保険局医療課より示された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌7月号に掲載が予定されております。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



都道府県医師会

保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 原 謙



老人性痴呆疾患治療病棟入院料の施設基準の取扱いについて

老人性痴呆疾患治療病棟入院料1について、施設基準のうち「生活機能回復訓練室」の取扱いが厚生労働省保険局医療課から示されましたことをご連絡申し上げます。

老人性痴呆疾患治療病棟入院料の施設基準の取扱いにつきましては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成16年2月27日付け保医発第0227002号）により取り扱われているところであります。

今般、「老人性痴呆疾患治療病棟施設整備基準について」（平成16年3月16日健医精発第12号 厚生労働省保健医療局精神保健課長通知）の一部が改正されたことに伴い、平成17年5月31日付け厚生労働省保険局医療課から「事務連絡」が発出され、「生活機能回復訓練室」の取扱いが別紙のように示されましたことをご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、都道府県医師会宛て文書管理システムおよび日本医師会雑誌7月号に掲載予定であります。

（添付資料）

1. 老人性痴呆疾患治療病棟入院料の施設基準の取扱いについて

（平17. 5. 31 厚生労働省保険局医療課「事務連絡」）



老人性痴呆疾患治療病棟入院料の施設基準

【告示】（平成16年2月27日 厚生労働省告示第49号）

- （1）主として急性期の集中的な治療を要する老人性痴呆疾患患者を入院させ、精神病棟を単位として行うものであること。
- （2）当該病棟における看護職員の数、当該病棟の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
- （3）当該病棟における看護補助者の数、当該病棟の入院患者の数が5又はその端数を増すごとに1以上であること。
- （4）当該病棟において、看護職員の最小必要数の2割以上が看護師であること。

【通知】（平成16年2月27日 保医発第0227002号）

- （1）医療法第70条に規定する精神科を標榜している病院である保険医療機関であること。
- （2）同一保険医療機関内に老人性痴呆疾患治療病棟入院料1を算定すべき病棟と老人性痴呆疾患治療病棟入院料2を算定すべき病棟が混在することはできない。
- （3）老人性痴呆疾患治療病棟入院料1の施設基準
 - ア 精神科医師及び老人性痴呆疾患治療病棟に専従する作業療法士がそれぞれ1人以上勤務していること。
 - イ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の半数以上は精神病棟に勤務した経験を有すること。
 - ウ 当該病棟において、看護補助者の最小必要数の半数以上は精神病棟に勤務した経験を有すること。
 - エ 専従する精神保健福祉士又は専従する臨床心理技術者がいずれか1人以上勤務していること。
 - オ 当該病棟における1看護単位は、概ね40～60床を上限とすること。
 - カ 当該病棟の患者1人当たりの面積は、23平方メートル（管理部分を除く。）を標準とすること。

キ 老人性痴呆疾患治療病棟入院医療を行うにふさわしい両端にデイルーム等の共有空間がある等老人の行動しやすい廊下を有していること。

ク ひとつのまとまった空間であり、広さ60平方メートル（患者1人当たり4平方メートルを基準）の生活機能回復訓練室を有し、当該病棟に入院しているすべての患者に対して、次に掲げる生活機能回復訓練等を行うこと。

- ① 医師の指導監督の下で、作業療法士、看護師、精神保健福祉士の従事者により、精神症状等の軽快及び生活機能の回復を目的に看護並びに生活機能回復のための訓練及び指導を集中的に行う。
- ② 医師の診療に基づき心理検査の結果等を踏まえて作成した患者ごとの治療計画に基づき、看護並びに生活機能回復のための訓練及び指導を集中的に行うとともに、定期的にその評価を行う等計画的な治療を行う。
- ③ 生活機能回復のための訓練及び指導を、生活機能回復訓練室等において患者1人当たり1日4時間、週5回行う。

《上記「ク」の「生活機能回復訓練室」（下線部）の取扱い》

- (1) 1室で広さ60平方メートル以上あり、合計で患者1人当たり4平方メートルを有している場合は、1病棟に複数の訓練室を設置しても差し支えない。
- (2) 1室で広さ60平方メートル以上を原則とするが、その他の訓練室のうち一部については、生活機能訓練の目的に応じて、60平方メートル以上を有さないものがあることも差し支えない。

ただし、その場合も基準に定める生活機能回復訓練等が適切に行われる体制が確保されていること。

【厚生労働省保険局医療課 「事務連絡」】（平成17年5月31日）

(4) 老人性痴呆疾患治療病棟2の施設基準
省略



事 務 連 絡
平成 17 年 5 月 31 日

地方社会保険事務局保険（部）課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管（部）課		
都道府県老人医療主管部（局）		
老人医療主管（部）課		

厚生労働省保険局医療課

老人性痴呆疾患治療病棟入院料の施設基準の取扱いについて

標記については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 16 年 2 月 27 日保医発第 0227002 号）により取り扱われているところであるが、今般、「老人性痴呆疾患治療病棟施設整備基準について」（平成 6 年 3 月 16 日健医精発第 12 号厚生省保健医療局精神保健課長通知）の一部が改正されたことに伴い、老人性痴呆疾患治療病棟入院料 1 の施設基準のうち生活機能回復訓練室については、下記のとおり取り扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

老人性痴呆疾患治療病棟 1 の施設基準において、「ひとつのまとまった空間であり、広さ 60 平方メートル以上（患者 1 人当たり 4 平方メートルを基準）の生活機能回復訓練室」とあるが、訓練室については、一室で広さ 60 平方メートル以上あり、合計で患者 1 人当たり 4 平方メートルを有している場合は、1 病棟に複数の訓練室を設置しても差し支えない。また、一室で広さ 60 平方メートル以上を原則とするが、その他の訓練室のうち一部については、生活機能訓練の目的に応じて、60 平方メートル以上を有さないものがあることも差し支えない。

ただし、その場合も基準に定める生活機能回復訓練等が適切に行われる体制が確保されていること。

障精発第 0527001 号

平成 17 年 5 月 27 日

各 都道府県精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神保健福祉課



老人性認知症治療病棟施設整備基準について

標記については、平成 6 年 3 月 16 日健医精発第 12 号厚生省保健医療局精神保健課長通知により、その運用が図られているところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正することとしたので通知する。

なお、医療機関等関係機関に対しては、貴職から通知されたい。

記

第一段落中、

「生活機能回復訓練室については、ひとつにまとまった空間として、保有病床数 1 床あたりおおむね 4 平方メートル以上の面積を基準とすること。」

を、

「生活機能回復訓練室については、保有病床数 1 床あたりおおむね 4 平方メートル以上の面積を基準とすること。」

に改める。